

赤平市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

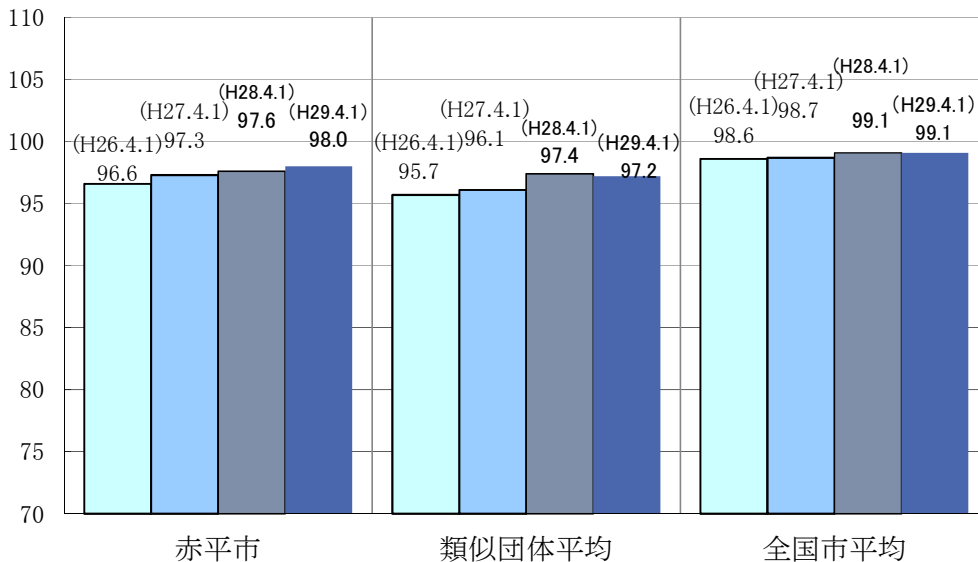
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 10,772	千円 9,194,969	千円 269,927	千円 1,174,687	% 12.8	% 12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 124	千円 506,303	千円 76,589	千円 193,855	千円 776,747	千円 6,264	千円 5,761

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

給料月額の減額措置について3年前と比べて変更(緩和)していることによるもの。

平成26年度の減額措置
給料月額の2%を減額 ⇒ 平成29年度の減額措置
削減なし

平成11年度から給与の独自削減、職員数の削減を行い人件費の抑制を実施していたが、平成26年度及び平成29年度に見直しを行ったことにより、平成29年4月1日のラスパイレス指数は、3年前に比べて1.4ポイント上昇している。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置をしていないため記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

・給料表の見直し

【実施 未実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内 容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
激変緩和措置のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を設定。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤平市	44.9 歳	330,170 円	370,852 円	353,104 円
北海道	44.4 歳	328,317 円	392,359 円	370,658 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.3 歳	313,224 円	367,061 円	339,071 円

② 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
赤平市	43.2 歳	336,740 円	355,704 円
北海道	43.7 歳	370,922 円	422,849 円
類似団体	39.4 歳	288,361 円	310,766 円

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
赤平市	47.7 歳	348,910 円	364,159 円	364,013 円
北海道	—	—	—	—
国	46.9 歳	314,870 円	—	349,161 円
類似団体	41.5 歳	306,201 円	364,258 円	321,312 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		赤平市	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円
教育職	大 学 卒	178,200 円	—	—
	短 大 卒	158,800 円	—	—
看護師	短大3年	195,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

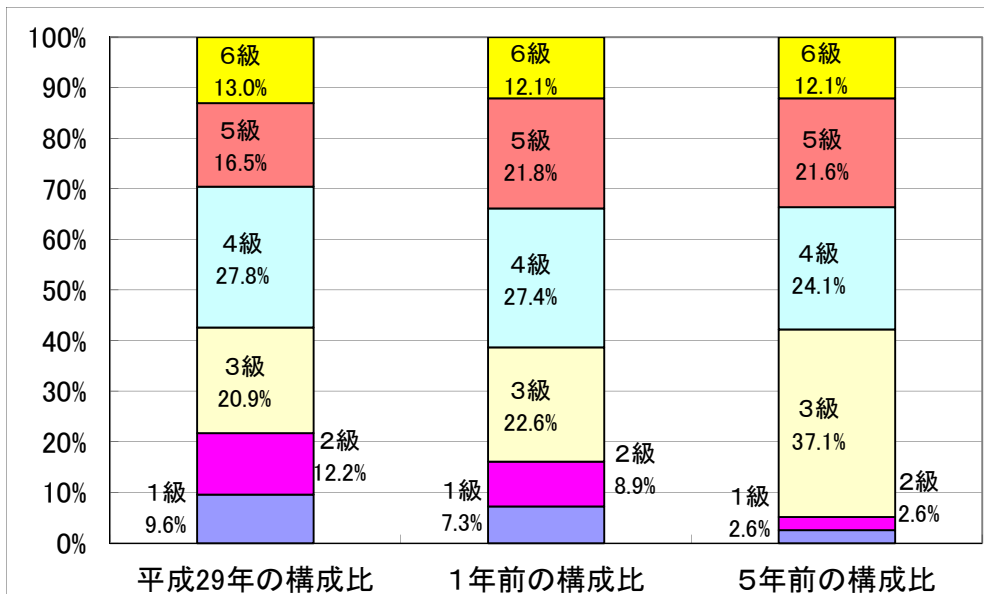
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	356,400 円	— 円	396,450 円
	高校卒	— 円	312,875 円	350,333 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	337,100 円	— 円	377,400 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	346,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	事務補, 技師補	11 人	9.6 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主事, 技師	14 人	12.2 %	192,700 円	303,800 円
3 級	係長, 主査, 主任主事	24 人	20.9 %	228,900 円	349,600 円
4 級	係長, 主査, 主任主事	32 人	27.8 %	262,000 円	380,600 円
5 級	主幹	19 人	16.5 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長, 参事	15 人	13.0 %	318,500 円	409,800 円

- (注) 1 赤平市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年7月より8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日まで における適用	赤平市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

赤平市	北海道	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,644 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,686 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～10 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成29年度中における適用	赤平市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

赤平市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額					
・自己都合	4,916 千円				
・勸奨・定年	20,423 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	59,201 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	610,312 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	38.2 %		
手当の種類(手当数)	15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する医師	市立赤平総合病院に勤務する医師に対するもの	月額600,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	兼務して従事する医師(内科医)	人工透析に従事する医師に対するもの	患者1人1日1回につき5,000円とし、月額400,000円を限度とする額
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	放射線室及び検査室に勤務する職員	月額4,000円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	透視のための放射線室に勤務する職員及び人工透析のため透析室に勤務する職員に対するもの	日額250円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が4時間以上の場合	1回3,300円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合	1回2,900円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間未満の場合	1回2,000円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合に対するもの	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機正午から午後4時30分までの場合に対するもの	日額3,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合に対するもの	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	市立赤平総合病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	職場待機午前8時から正午までの場合に対するもの	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師	待機期間中に救急患者に対応するため呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間に業務に従事	1回1,240円
社会福祉に関する業務に従事する職員の特勤	生活保護法に定める現業事務に従事する職員	生活保護法に定める現業事務	月額4,000円
保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師、看護師及び准看護師	感染症、結核予防及び乳幼児健診に従事	日額1,000円以内
その他特殊な業務等に従事する職員の特勤	市長が指定する職員		予算の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	42,688 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	385 千円
支給実績(平成27年度決算)	45,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	352 千円

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	①配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。10,000円 ②子8,000円 配偶者のいない一人目10,000円 ※16歳から22歳までの子5,000円加算 ③父母等6,500円 配偶者及び親族たる子のいない1人目9,000円	同じ		23,436 千円	225,338 円
住居手当	借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。 ただし、市外居住者については支給しない。	異なる	市外居住者は未支給	10,407 千円	260,171 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は、55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給、5km以上は4,200円を支給。	異なる	自動車等を使用している職員は2km～5km未満2,000円と5km以上4,200円の2区分のみ	5,006 千円	51,074 円
管理職手当	課長及び課長相当職8% 主幹職6%	異なる	支給率	26,765 千円	411,754 円
休日勤務手当	職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額	同じ		727 千円	66,090 円
夜間勤務手当	正規の勤務として午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額	同じ		10,312 千円	224,158 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に、勤務1回につき4,200円～30,000円の範囲で区分に応じ支給。	-		15,347 千円	639,446 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に、11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月、扶養親族のない世帯主14,580円/月、その他10,340円/月	同じ		22,825 千円	93,542 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額	
			額	等
報酬	市長	817,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	860,000 円	950,000 円/	592,900 円
	副市長	666,900 円	781,000 円/	546,400 円
	()	702,000 円		
	議長	357,000 円	510,000 円/	298,000 円
	副議長	308,000 円	455,000 円/	265,000 円
期末手当	議長	284,000 円	430,000 円/	243,000 円
	副議長			
	議員			
退職手当	市長	(平成28年度支給割合)		
	副市長	4.30	月分	
	議長	(平成28年度支給割合)		
	副議長	4.30	月分	
	議員			
	備考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×5.126月×在職年数		任期ごとに支給
	副市長	給料月額×3.234月×在職年数		任期ごとに支給
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

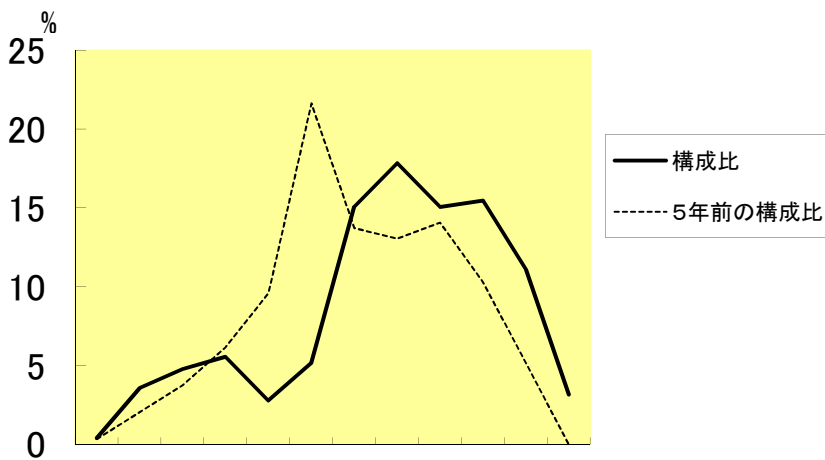
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務	34	33	△ 1	退職、部門間異動
	税 務	9	9	0	
	民 生	27	28	1	採用、部門間異動
	衛 生	8	8	0	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	9	9	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	14	16	2	採用、部門間異動
	計	109	111	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.26 人)
	教育部門	15	17	2	部門間異動
	小 計	124	128	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.10 人)
公営企業計等部門	病 院	96	97	1	部門間異動
	水 道	4	5	1	部門間異動
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	26	18	△ 8	特養施設民間移譲による事務の統廃合縮減
	小 計	130	124	△ 6	
合 計		254	252	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 235.44 人
		[562]	[562]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	9人	12人	14人	7人	13人	38人	45人	38人	39人	28人	8人	252人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	102	104	108	106	109	111	9 (8.3)
教育	18	18	20	20	15	17	△ 1 (△ 6.7)
消防	38	37	0	0	0	0	△ 38 (△ 100.0)
普通会計 計	158	159	128	126	124	128	△ 30 (△ 24.2)
公営企業等会計 計	134	137	138	136	130	124	△ 10 (△ 7.7)
総合計	292	296	266	262	254	252	△ 40 (△ 15.7)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 298,336	千円 38,082	千円 27,605	% 9.3	% 9.9

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)赤平市平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
28年度	人 4	千円 13,698	千円 1,795	千円 5,216	千円 20,709	千円 5,177	千円 6,264

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 期末手当・勤勉手当の職務加算～課長等(6級)10%、主幹・係長・主任主事(5級4級)7%、係長・主任主事(3級)3%

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
赤平市水道	46.0 歳	372,484 円	512,831 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

赤平市水道事業		赤平市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,304 千円		1,644 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45)月分	(0.80)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3～10 %		・役職加算 3～10 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

赤平市水道事業			赤平市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
・自己都合 0 千円			・自己都合 4,916 千円		
・勸奨・定年 0 千円			・勸奨・定年 20,423 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）
該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	612 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	306 千円
支給実績（平成27年度決算）	762 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	381 千円

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	①配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、10,000円 ②子8,000円 配偶者のいない一人目10,000円 ※16歳から22歳までの子5,000円加算 ③父母等6,500円 配偶者及び親族たる子のいない1人目9,000円	同じ	無し	312 千円	312,000 円
住居手当	借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。 ただし、市外居住者については支給しない。	同じ	無し	135 千円	135,000 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は、55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じて2km～5km未満は2,000円を支給、5km以上は4,200円を支給。	同じ	無し	47 千円	46,668 円
管理職手当	課長及び課長相当職8% 主幹職6%	同じ	無し	199 千円	99,288 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に、11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月、扶養親族のない世帯主14,580円/月、その他10,340円/月	同じ	無し	236 千円	58,825 円
休日勤務手当	職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額	同じ	無し	17 千円	8,004 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 2,151,645	千円 84,041	千円 893,687	% 41.5	% 36.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)赤平市平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
28年度	人 94	434,714	138,179	167,485	740,378	7,876	6,264

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 期末手当・勤勉手当の職務加算～課長等(6級)10%、主幹・係長・主任主事(行政職5級4級、医療職(2)5級、医療職(3)5級4級)7%、係長・主任主事(行政職3級、医療職(2)2級※・3級、医療職(3)2級※・3級)3%
※医療職給料表(2)(3)については、在職14年を経過した者

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	52.5 歳	954,265 円	1,870,141 円
看護師	47.5 歳	365,092 円	529,968 円
医療技術職	42.7 歳	336,296 円	470,841 円
一般行政	45.7 歳	349,616 円	484,203 円
団体平均	40.4 歳	325,098 円	566,499 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

赤平市病院事業		赤平市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(28年度)	1,709 千円	1人当たり平均支給額(28年度)	1,644 千円
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.70 月分	勤勉手当	1.70 月分
(1.45)月分 (0.80)月分		(1.45)月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3～10 %		・役職加算 3～10 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

赤平市病院事業			赤平市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
・自己都合	2,283 千円		・自己都合	4,916 千円	
・勸奨・定年	15,670 千円		・勸奨・定年	20,423 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	58,529 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	680,561 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	91.5 %			
手当の種類(手当数)	13			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	あかびら市立病院に勤務する医師	あかびら市立病院に勤務する医師に対するもの	38,400千円	月額600,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	兼務して従事する医師(内科医)	人工透析に従事する医師に対するもの	3,620千円	患者1人1日1回につき5,000円とし、月額400,000円を限度とする額
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	放射線室及び検査室に勤務する職員	308千円	月額4,000円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	放射線室、検査室等に勤務する職員	透視のための放射線室に勤務する職員及び人工透析のため透析室に勤務する職員に対するもの	578千円	日額250円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が4時間以上の場合	7,016千円	1回3,300円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合	6,163千円	1回2,900円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	病棟において深夜看護等の業務に従事する看護師、准看護師及びこれに準ずる職員	深夜勤務が2時間未満の場合	0千円	1回2,000円
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午前8時から午後4時30分までの場合に対するもの	155千円	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機正午から午後4時30分までの場合に対するもの	411千円	日額3,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	自宅待機午後4時30分から翌日午前8時までの場合に対するもの	976千円	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	あかびら市立病院に勤務する職員で週休日及び休日の救急業務に従事する職員(医師以外)	職場待機午前8時から正午までの場合に対するもの	821千円	日額6,000円以内
病院等に勤務する職員の特殊勤務手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師	待機期間中に救急患者に対応するため呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間に業務に従事	81千円	1回1,240円
その他特殊な業務等に従事する職員の特殊勤務手当	市長が指定する職員		0千円	予算の範囲内において市長が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	16,404 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	234 千円
支給実績(平成27年度決算)	18,161 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	263 千円

カ その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	①配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)10,000円 ②子8,000円 配偶者のいない一人目10,000円 ※16歳から22歳までの子5,000円加算 ③父母等6,500円 配偶者及び親族たる子のいない1人目9,000円	同じ	無し	8,541 千円	194,125 円
住居手当	借家(家賃12,000円を越える職員が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。 ただし、市外居住者については支給しない。	同じ	無し	2,609 千円	260,900 円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に限る。交通機関利用者は、55,000円を限度に支給。自動車等を使用している職員は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給、5km以上は4,200円を支給。	同じ	無し	1,979 千円	36,648 円
管理職手当	課長及び課長相当職8% 主幹職6%	同じ	無し	13,494 千円	562,257 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に、11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主26,380円/月、扶養親族のない世帯主14,580円/月、その他10,340円/月	同じ	無し	8,532 千円	89,814 円
休日勤務手当	職員が休日等において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額	同じ	無し	620 千円	36,455 円
宿日直手当	市立病院以外の宿日直4,200円ただし年末年始の勤務を要しない期間の宿日直5,500円 医師の宿日直30,000円 休日夜間の救急当番時1時間5300円以内年末年始の市長が認める期間7,700円/時 看護師の宿日直7,200円/日年末年始の市長が認める期間9,400円/日	同じ	無し	15,347 千円	639,446 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午後5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間につき第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額の100分の25を支給	同じ	無し	8,540 千円	213,497 円